

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援追加給付金のご案内

受給には手続きが必要です

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 申請の締め切りは、令和6年2月29日（木）までです。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の受理日以降
2月15日、29日、3月15日を予定

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯（扶養されている場合を除く）

世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税と陸別町が確認できた世帯

世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税だが、課税状況を陸別町が確認できない世帯

確認書が届きますので、確認書を返送してください。

詳しくは次ページの「I」へ

支給対象となることを証明する申請書等の提出が必要です。

詳しくは次ページの「II」へ

給付金の支給手続き

I 世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税と陸別町が確認できた世帯

- 対象となる世帯には、陸別町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場総務課企画財政室に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ※世帯員全員が、住民税均等割非課税であっても、住民税が課税されている方の扶養親族となっている場合は、本給付金の対象外となります。

※本人が非課税であっても、住民税が課税されている方の扶養親族となっていることを陸別町で確認している場合は、本給付金の対象外となり、確認書は届きません。

II 世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税だが、課税状況を陸別町が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場総務課企画財政室の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

※世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、世帯員全員が令和5年度住民税均等割が非課税であっても、陸別町では課税状況を確認できません。令和5年1月1日に住民票のあった市区町村に確認いたしますので、課税状況の確認同意欄にチェックを入れ、課税地（前住所）を記載して申請書を提出してください。（※前回3万円の給付を受けた方には、確認書を送付します。）

※陸別町が課税状況を確認できなかった全世帯に申請書を送付します。住民税が課税されている場合は、申請書の返送は不要です。



支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ

陸別町役場 総務課 企画財政室
0156-27-2141 受付時間 平日8:45~17:30